四三七　消防法施行規則第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇二九六　三

四三八　消防法第十七条の十一第一項に規定する指定講習機関の主たる事務所の所在地の変更に関する件　二〇二九六　三

四三九　特定国外派遣組織を指定する件　二〇二九六　三

四四〇　周波数割当計画の一部を変更する件　二〇二九六　二〇

四四一　電気通信番号計画の一部を変更する件　二〇二九六　二一

四四二　標準電気通信番号使用計画の一部を変更する件　二〇二九六　二九

四四三　無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三〇

四四四　外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三〇

四四五　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三〇

四四六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局等の審査に適用する受信設備の特性を定める件　二〇二九六　三一

四四七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件　二〇二九六　三二

四四八　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三六

四四九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三八

四五〇　電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四一

四五一　インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四一

四五二　インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四三

四五三　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四四

四五四　国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則を改正する件　二〇二九六　四五

四五五　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　二六二

四五六　特定基地局の開設に関する計画の認定を公示する件　二七二

四五七　小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四五八　船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四五九　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四六〇　船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四六一　船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一九

四六二　電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一九

四六三　義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一八

四六四　船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇一

四六五　無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇三

四六六　船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇三

四六七　特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇四

四六八　電波法関係手数料令第十条ただし書に規定する型式検定手続の一部省略について定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇四

四六九　無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇五

四七〇　狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を廃止する件　二七三〇三　二〇五

四七一　無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇五

四七二　周波数割当計画の一部を変更する件　二七三〇三　二〇七

四七三　高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇九

四七四　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二一七

四七五　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二一七